

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

## ア 各教科

- (7) 「拝二小授業力スタンダード Ver3」及び年間指導計画を基に授業実践のPDCAサイクル化を図ることにより、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- (4) 問題解決的な学習や体験的な活動に、見通しを立て、学び合ったり、学習を振り返ったりする場面を意図的・計画的に設定することにより、主体的な学習態度を養い、協働的問題解決能力を育成する。
- (9) 授業実践、校内研究、朝学習の関連を明確にし、各教科等の年間指導計画のカリキュラム・マネジメントを充実させることにより、授業の質的向上を図り、読み解く力や論理的思考力、情報活用能力を育成する。

## イ 道徳科

- (7) 道徳教育を通じて、コロナ禍における心のケア等も鑑み、「相互理解・寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊重」など重点的に指導することにより、自分のよさを認識し、他者を尊重し、共によりよく生きようとする態度を育成する。
- (4) 道徳的価値についての理解を促し、価値葛藤場面を意図的・計画的に設定し、「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生活に活かす」学習を展開することにより、生きる基盤としての道徳性を養う。

## ウ 外国語活動

言語や文化についての体験的な活動や外国語によるコミュニケーション・言語活動を意図的・計画的に設定することにより、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

## エ 総合的な学習の時間

- (7) 昭島市の社会・経済・環境の視点とSDGsとを関連付け、教科横断的な視点から「昭島市民科」のカリキュラム・マネジメントを図ることにより、主権者の礎となる資質・能力を育成する。
- (4) 「課題の設定・情報の収集・整理分析・まとめ表現」等の探究の学習活動を発展的に繰り返すことにより、探究的な見方・考え方を働かせ、積極的に社会参画しようとする態度を育成する。

## オ 特別活動

- (7) 児童会選挙・活動を通して、学校生活の充実を図るための「課題設定、解決に向けての話し合い、解決方法の決定、実践・振り返り」を通して、合意形成能力及び協働する力などの実践的態度を育てていく。
- (4) 「学級力スタンダード Ver2」及びコミュニケーション活動（構成的グループエンカウンター等）を「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」環境の中で展開することにより、論理的思考力・合意形成能力を育成し、共によりよい学級・学年・学校を創っていかうとする態度を育む。

## (2) 特色ある教育活動

ア 「児童による授業評価」と「授業時における『振り返り』」の場の設定により、メタ認知能力（認知・評価・制御）を高め、児童の主体的な学習態度・生活態度を養う。

イ 「昭島市民科」において、SDGsとの関連を明らかにし、校内研究、朝学習と通常授業との系統性を明確に位置付け、関連諸機関との連携を強化し、地域の人的・物的資源の活用を図るとともに、探究的な学習過程に主体的・協働的に取り組ませ、地域社会の特性を生かした学習活動を推進する。

ウ 東京オリンピック・パラリンピックへの参画及び4×4の取組を通して、フェアプレーの精神を身に付けさせるとともに、多様性を尊重しようとする態度を養う。また、「元気アップガイドブック」及び「授業力スタンダード体育編 Ver2」を活用し、児童の体力向上に計画的に取り組む。

エ 体力調査等の結果分析を踏まえた体育科授業のPDCAサイクル化を図るとともに、大学と連携した身体活動調査、運動技能分析、食に関する調査を行い、体力・運動技能向上と健康の保持増進を図る。

オ 令和3年度昭島市小学校・中学校教育推進計画に基づき、学習指導補助支援員、図書館支援員の活用を図り、朝学習や各教科等の学習で言語活動を効果的に位置付け、論理的思考力や情報活用能力を育成する。

カ 通級による指導との連携を深め、児童の実態を的確に把握し、「指導の個別化と学習の個性化」による個に応じた指導を充実させ、学校全体で特別支援教育の充実を図る。

## (3) 生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- (7) 学級集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に即した指導を行うカウンセリングの双方から学級経営の充実を図り、児童の発達を支援する。
- (4) 休み時間等、子供とふれあう場面を意図的・計画的に設定するとともに、定期的な生活指導連絡会や全体会による情報共有と一貫した指導の徹底を図り、児童の自主性、思いやり、規範意識を育成する。
- (9) 「学校いじめ防止対策基本方針」を基に、学級満足度調査等を踏まえ、保護者、スクールカウンセラー、市教育相談室等と連携を強化するとともに、不登校・いじめ・問題行動等の未然防止と早期発見及び早期解決に努める。また、計画的に「SOSの出し方に関する教育」、自殺予防に関する授業を実施する。
- (5) 「学校の新しい生活様式」に則り、感染症防止対策に基づいた清掃指導・保健指導等を徹底し、衛生的で安全・安心な学校環境を創る。
- (6) 家庭や地域、関係機関と連携し、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、交通安全教育、防災教育、情報モラル教育を実施し、安全教育の充実を努め、児童の危機予測能力と危機回避能力を育成する。

## イ 進路指導

- (7) キャリア教育に関する全体計画に基づき、児童一人一人が自己理解を深め、将来への夢と目的に向かって学び・生活する力や主体的に進路を選択する能力と態度を育成する系統的なキャリア教育を推進する。
- (4) 幼保・小中一貫教育を見通した教員間連携、児童の中学校における授業・部活動体験等、年3回の「小中一貫の日」を生かして義務教育9年間で育てる子供像を共有し、中1ギャップの解消に努める。また、相互交流により幼保との連携を推進し、小1プロブレムの解消に努める。
- (9) 通級による指導との連携を強化し、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校生活支援シート、個別指導計画等の内容を充実させ、児童一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。